

取組の方向性

(2) 相談体制の充実と情報発信

【現状と課題】

豊島区では、子ども・若者に係る様々な悩みや困難を一人で抱え込むことの無いように、23区で初めて庁舎内に常設の子ども若者相談窓口として「アシスとしま」を設置し、運営しています。窓口では、子ども・若者及びその保護者からの様々な悩みや相談に対応するとともに、悩みを抱える当事者やその家族、子ども・若者を支援する地域団体のもとを訪問するアウトリーチ型の支援も進めており、相談者数及び支援者数は、ともに年々増加しています。しかし、令和5年度に実施したアンケート調査によると、「アシスとしま」の認知度・利用度は低く、相談窓口の広報や利用促進が課題となっています。

また、福祉課題が多様化、複雑化する中、従来の対象者別の相談支援では対応が困難なケースが増えており、支援を必要とする人に対してより一層きめ細やかな支援を行う必要が高まっています。

【方向性】

「アシスとしま」をはじめとして、子どもの発達、心身の健康、多様な性など、個別の問題に関する相談窓口も設置し、重層的に支援を進めていきます。個別の相談窓口では対応が困難な複雑・複合的なケースについては、関係各課や関係機関の連携により包括的な相談支援体制構築を図ることで対応していきます。

また、子ども・若者に関わる問題は多岐に渡っており、それらの問題に対応する支援機関も多様であるため、当事者やその家族にとっては、自分の抱えている悩みをどの支援機関に相談すれば良いのかわからないということも起こりえます。相談者に必要な窓口や支援情報が届くよう、支援機関の対応力を強化し、併せて相談に係る情報を発信していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	・保護者 53.6% ・高校生 82.4% ・若者 75.7%	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	・小学生 47.7% ・中高生 62.0% ・若者 9.3%	↘
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	・小学生 35.0% ・中高生 58.8% ・若者 69.2%	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所（なやみりーだ いわ、アシスとしまなど）の認知度	令和5年度	・小学生 68.1% ・中高生 48.2% ・若者 15.4%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①相談体制の充実と情報発信

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
39 子ども若者総合相談事業 （アシスとしま）【再掲】	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
	① 登録相談者数 ② 支援回数	①441人 ②2,623回	① 400人 ② 2,500回
担当課	子ども若者課		

計画事業

事業名	事業内容	担当課
30 子育て訪問相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
33 スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター
35 「としま子どもの権利相談室」の運営	【再掲】	子ども若者課
36 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課
38 人権擁護委員相談事業	【再掲】	区民相談課
40 子どもに関する相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
41 子どもからの専用電話相談	【再掲】	子ども家庭支援センター
42 子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課
61 東部・西部子ども家庭支援センター事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
69 子育て支援総合相談事業	【再掲】	子育て支援課
63 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課
76 乳幼児健全育成相談事業	【再掲】	保育課
148 新規 すずらんスマイルプロジェクト	【再掲】	男女平等推進センター
151 教育相談	【再掲】	教育センター
152 発達支援相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
155 発達障害者相談窓口	【再掲】	障害福祉課
157 巡回子育て発達相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター

第3章 施策の方向

178	更生保護サポートセンターの運営支援	【再掲】	子ども若者課
179	女性の専門相談	【再掲】	男女平等推進センター
182	にじいろ相談ダイヤル 新規	性自認・性的指向に関する悩みについて専門の相談員が応じます	男女平等推進センター
183	男性専門相談ダイヤル 新規	仕事や家庭のこと、人間関係や生き方など、男性の様々な悩みについてカウンセラーが応じます	男女平等推進センター
184	福祉包括化推進会議の設置	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、福祉・健康・子ども・住宅・教育に関する部署等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉総務課
185	精神保健福祉相談	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けします。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
186	消費生活相談事業	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けます。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内します。	生活産業課
187	子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。	子ども若者課
188	子ども・若者支援者への情報提供	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	子ども若者課

第3章 施策の方向

<目指す姿Ⅵ> 区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち

取組の方向性

(1) 区民・地域・企業等との連携・協働

【現状と課題】

区民であり、社会の一員である子ども・若者は、専門的な知識やノウハウを有する者だけでなく、日常生活の中で接する機会がある地域の区民等や事業者とのつながりの中で成長していきます。

豊島区には、子ども・若者の成長を見守り、ともに活動し、必要に応じて関係機関とのコーディネートを行うことを仕事とする民生委員・児童委員、青少年育成委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）がいます。

また、令和3年7月には、「子どもたちのために役立ててほしい」、「子どもたちの今や未来が豊かなものとなるように体験や交流などの機会を提供したい」等の声とともにいただいた個人や企業等からの寄附金を積み立てる「としま子ども若者応援基金」を創設し、困難を抱えた子ども・若者や家庭への支援事業を開始するとともに、体験型支援である「コト支援」や食料品等を提供する「モノ支援」と併せて、「子ども若者応援プロジェクト」を開始しました。これら子ども・若者のパートナーとともに、強みを活かしあえるような関係性を構築していくことが重要です。

【方向性】

民生委員・児童委員や青少年育成委員、地域のボランティア団体等が、地域で子ども・若者やその家族とともに行う取組を支援し、地域人材を確保・育成していきます。また、行政と区民、地域団体、大学等、様々な主体が連携・協働するとともに、地域で様々な活動をしている団体のネットワーク化を進めることで、地域全体で子ども・若者を見守り、ともに成長していけるまちづくりを推進します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	令和5年度	・就学前 45.4% ・小学生 51.1% ・中高生 46.0%	↗
職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	・就学前 44.3% ・小学生 37.1% ・中高生 38.3%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
189 スポーツ推進委員事業	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内 1 か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。	学習・スポーツ課
190 民生委員・児童委員事業	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区対しの確かな情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。	福祉総務課
191 青少年育成委員会支援事業	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。	子ども若者課
192 コミュニティソーシャルワーク事業	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①専門相談支援機関へのつなぎ役、②個別支援・地域支援を通じた地域づくり、③関係機関との連携支援等を行います。また、区内 8 か所の区民ひろばに 2～3 名常駐し、相談対象、相談内容に関わらず、暮らしに関わること全てに対して電話、訪問、来所、相談会等による個別相談支援を実施します。	福祉総務課
193 地域福祉サポーターの養成と推進	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげたりするなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。	社会福祉協議会
194 地域活動交流センター管理運営	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。	区民活動推進課

②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
195 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」		子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	
		目標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
担当課	子ども若者課	ネットワークイベント参加者数	127 人（2 回/年）	80 人（1 回/年）

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
13 子ども食堂ネットワーク	【再掲】	子ども若者課
24 としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	【再掲】	福祉総務課

第3章 施策の方向

196	としま子ども若者応援プロジェクト	地域の方々等からいただいた寄付金を活用した支援事業や、企業・団体等からの「コト・モノ支援」を通じて、子ども・若者や子育て家庭を支援します。	子ども若者課
197	若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会）	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。	子ども若者課
198	豊島区子育てネットワーク会議	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。	子ども家庭支援センター
199	中小規模公園活用プロジェクト	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。	公園緑地課
200	地域・大学連携事業	区立小中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業、特技を有する個人の支援を得て教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。	指導課
201	コミュニティ・スクール導入等促進事業	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進します。豊島区では、コミュニティ・スクールの中に子どもも位置付けて推進していきます。	庶務課（教育施策推進担当課長）
202	地域子ども懇談会	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	放課後対策課

③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
203	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	男女平等推進センター	認定企業数	59社	70社

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
204	企業・事業所への啓発事業	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。	男女平等推進センター
205	ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムを開催します。	男女平等推進センター
206	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。	人事課

取組の方向性

(2) 安全・安心な社会環境の整備

【現状と課題】

豊島区では、子どものけが・事故予防、児童虐待防止、学校の安全（セーフスクール）など10項目をセーフコミュニティの重点課題として対策委員会を設置し、地域全体で安全対策を推進しています。また、地球温暖化や自然の変動により気象災害の発生頻度が高まる傾向となっています。子ども・若者が熱中症や地震等への被災といったリスクへ適切に対処できるように、日ごろから準備しておくことが必要です。

子ども・若者に対する有害環境への対策も重要です。豊島区では、これまで不健全図書などの有害環境に対する取組を進めてきましたが、近年では青少年のネット依存が問題となっています。インターネットも含めて令和5年度に実施したアンケート調査では、いずれの保護者においても、区の子育て支援・施策に望むこととして「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が多く回答されており、安全安心なまちづくりのより一層の推進が求められています。子ども・若者を取り巻く環境への対策が求められています。

また、子育てファミリー世帯向けの家賃助成など、子育てしやすい環境整備や子育て世帯の住環境の向上に取り組んできました。

【方向性】

子ども・若者にとって有害な環境に対する対策や、防犯や事故予防のための取組を推進することで、子ども・若者の生命や健康を保護し、かつ、安全安心な環境を整備します。また、子育て世帯にとって安心できるまちづくりを推進するため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給誘導、子育て世帯の居住支援等、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。取組にあたっては、学校や地域等と連携して進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 36.0% 小学生 30.3% 中高生 31.2%	↗
子どもと一緒に外出できる遊び場や施設等の情報が欲しい、あるいは不足していると思う保護者の割合	令和5年度	26.0%	↘
セーフコミュニティの認証	令和5年度	認証	認証継続

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
207 子育てファミリー世帯へ の家賃助成事業		子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
		新規家賃助成数	助成件数 203件	助成件数 205件
担当課	住宅課			

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
208 空き家活用推進事業	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、戸建て空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動（多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等）をしたい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。	住宅課	
209 近居・多世代同居の推進	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。	住宅課	

②有害環境等への対応

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
210 薬物乱用防止教育	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。	指導課	
211 情報モラル教育	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。	指導課	
212 不健全図書类等規制対策事業	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書类等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。	子ども若者課	

③防犯・事故予防の推進

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
213 安全・安心パトロールの実施	区民の安全・安心を確保するため、区内全域を青色防犯灯付きパトロール車でパトロールします。登下校時の進学路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄り等、見せる防犯活動を行います。	防災危機管理課	
214 小学校児童の通学路安全対策の推進	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。	学務課	

第3章 施策の方向

215	学校安全安心事業	各小学校の通学路を関係者と点検し、通学路等における子どもたちの安全を確保していきます。	学務課
216	安全・安心な学校づくり（インターナショナルセーフスクール）	区内のすべての小中学校で安全安心な学校づくりに取り組む活動をコミュニティ・スクールの中で推進します。また、小・中学校連携教育の視点から、各中学校ブロックで、創意工夫を生かして取組を充実させます。	庶務課（教育施策推進担当課長）
217	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校1年生から3年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。	放課後対策課
218	交通安全施設整備事業	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行います。	道路整備課
219	交通安全対策事業	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。	土木管理課
220	中学校自転車安全教室（スクエアード・ストレイト授業）	事故の恐ろしさと交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見てもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。	土木管理課
221	自転車ヘルメット普及啓発事業	自転車の転倒事故による東部の受傷を防ぐため、自転車用ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「交通安全研修会」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。	土木管理課
222	公園等防犯カメラ整備事業	地域要望を踏まえながら、防犯カメラを設置することにより、子どもや女性がより安心して利用できる公園を作ります。	公園緑地課

第3章 施策の方向

取組の方向性

(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

【現状と課題】

子ども・若者が伝統文化や芸術に触れることは、感性や想像力を豊かにする重要な機会となります。日常生活では体験できない感動や刺激が子ども・若者の成長を促し、地域文化への愛着と理解を深めることで、地域社会への参画を促進しています。豊島区には長崎獅子舞等、多彩な地域文化が古くから育まれてきました。また、その地域で長く続いている祭りやイベントもあります。令和5年度に実施したアンケート結果によると、「あなたは、豊島区郷土資料館など文化施設を使ったことがありますか」という設問に対して、「利用したことがある」と回答した子ども・若者は10.4%でした。また、「あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか」という設問に対して、子ども・若者の45.2%が「参加したことがない」と回答しました。地域の文化や芸術に触れる機会を増やす取組が必要とされています。

【方向性】

豊島区がこれまでに培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、地域で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術を身近に感じて楽しめる環境を引き続き整えていきます。また、企業等と連携・協働することで、これまでアプローチが難しかった対象へのイベントや親子向けイベントの企画も行います。さらに、このような文化芸術活動の魅力を子ども・若者に伝えるために普及啓発と情報発信等の活動を展開していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
文化芸術に触れる機会が「どちらかという と多くなった」と感じている区民の割合	令和5年度	18歳以上の区民 34.6%	↗

根拠：協働のまちづくりに関する区民意識調査

【具体的な取組】

①文化・芸術に親しむ環境づくり

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
223 トキワ荘マンガミュージアムの運営		豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を運営し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	文化観光課	トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数	123,447人	280,000人

計画事業				
事業名		事業内容	担当課	
224	そうしがやこどもステーション運営事業	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	文化デザイン課	
新規	225	IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信	豊島区の文化と観光などの情報を集約して発信することで、区内外に豊島区の魅力をPRするため、「文化」「観光」「交流都市」の3つのカテゴリに仕分けた情報をWebサイトで公開します。	
新規	226	トキワ荘通りお休み処の運営	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。	
227	芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	芸術文化劇場（東京建物 Brillia HALL）の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。	文化デザイン課	
228	舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。	文化デザイン課	
229	池袋西口公園野外劇場管理運営事業	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場（GLOBAL RING THEATRE）を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。	文化デザイン課	
230	池袋モンパルナス回遊美術館事業	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域を中心に、池袋東口エリアの会場も加え、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。	文化デザイン課	
231	熊谷守一美術館の運営	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。	文化デザイン課	

第3章 施策の方向

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

1. 第三期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度より子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」等を示した計画です。

現行の「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」が令和6年度で計画期間を終えるため、新たな計画を策定する必要があります。豊島区では、令和5年11月に実施した子育て世帯に対するニーズ調査結果を踏まえ、「豊島区子ども・子育て会議」において議論を行い、第三期の計画を策定しました。

第三期の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)です。計画の策定に当たっては、令和5年11月に子育て世帯に対するアンケート調査を実施しました。その結果をもとに、5年の計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、区の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めています。

すべての子育て家庭に対して、身近な地域で、質の高い教育・保育、子育て支援サービスを提供できるよう、①乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、各事業の見込み量や確保方策を定めることで、子ども自身の成長を等しく保障するとともに、保護者への支援を推進します。

2. 教育・保育施設の状況

(1) 教育・保育施設の状況

区内には、令和 6 年 4 月現在、区立・私立合わせて 18 園の幼稚園があります。保育施設は、区立・私立合わせて 93 園の認可保育所のほか、区の認可事業である小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業があります。また、認可外保育施設として、認証保育所や臨時保育所があります。

認定こども園は、私立の幼稚園型が 1 園となっています。

【幼稚園】 (令和6年4月現在)

施設区分	施設数	定員
私立幼稚園	15	1,824
区立幼稚園	3	180
計	18	2,004

【認定こども園】

施設区分	施設数	定員	
		教育利用	保育利用
幼稚園型	1	60	10

【認可保育所】

施設区分	施設数	定員
公設公営	16	1,652
公設民営	2	215
私立	75	4,843
計	93	6,710

【地域型保育事業】

施設区分	施設数	定員
小規模保育事業	16	204
家庭的保育事業	2	10
居宅訪問型保育事業	4	-
計	22	214

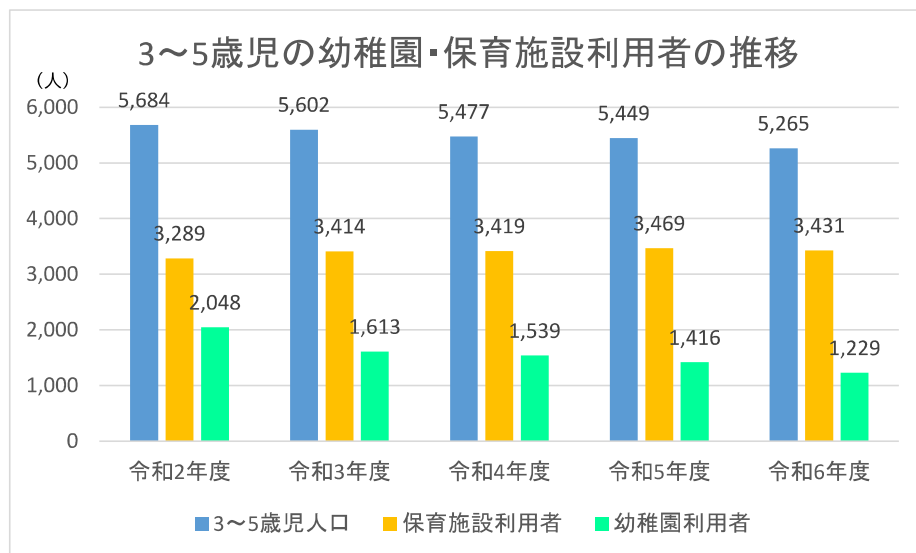
* 事業者数

【認可外保育事業】

施設区分	施設数	定員
認証保育所	5	141
臨時保育所	1	21
計	6	162

(2) 幼稚園及び保育園の利用状況の推移

過去 5 年間の区内在住の未就学児童(0～5 歳児)の人口は、全年齢で減少傾向にあります。また、幼稚園利用者は減少傾向にあり、保育施設利用者については、人数は横ばいです。



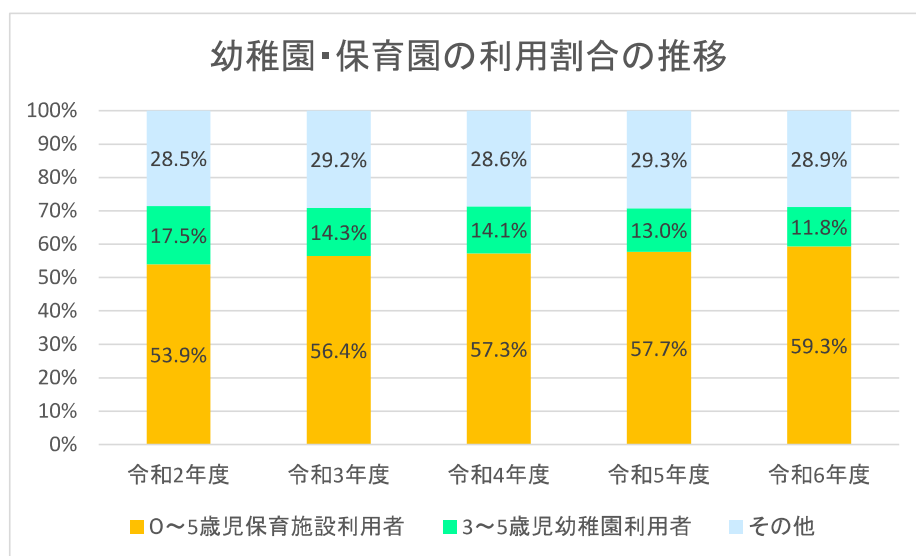
* 人口は各年 4 月 1 日住民基本台帳による。

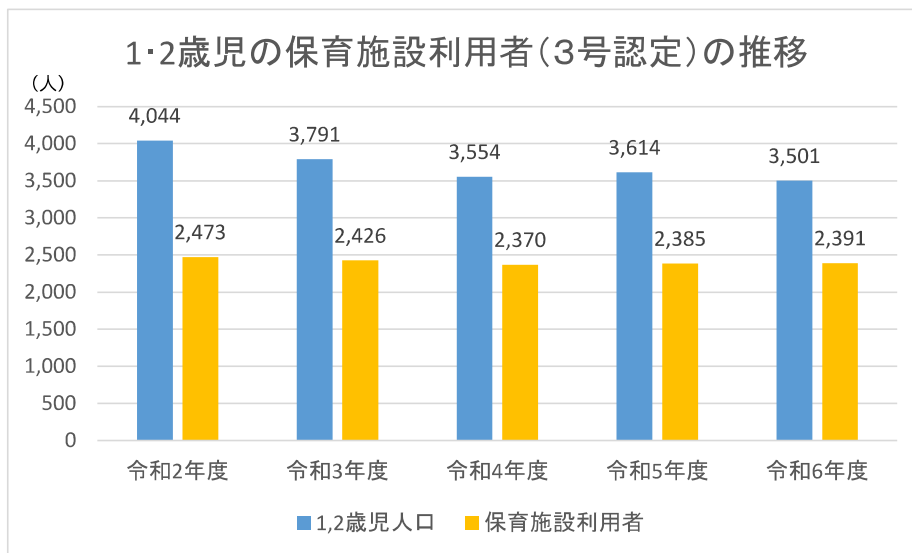
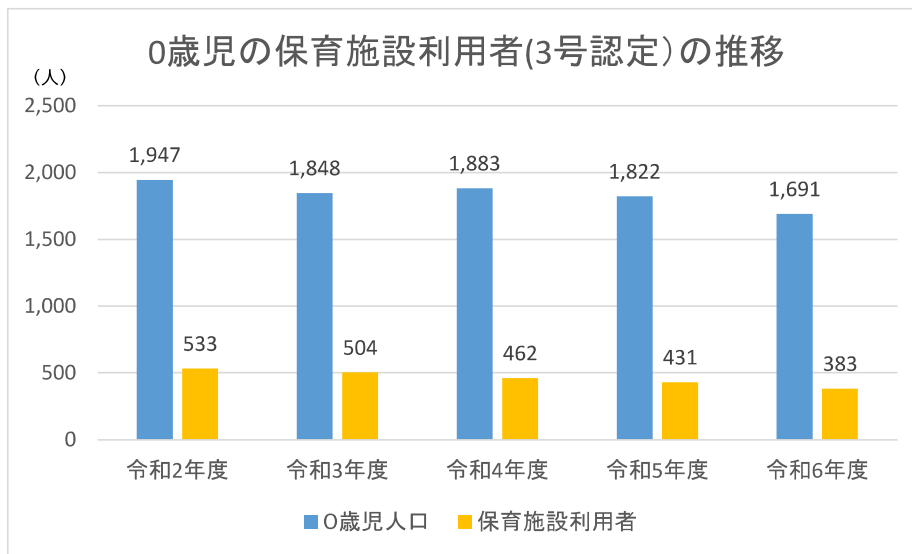
保育施設利用者は各年 4 月 1 日、認定こども園2号認定を含む、区外施設利用者を含む。

幼稚園利用者は各年 5 月 1 日、認定こども園 1 号認定を含む、区外施設利用者を含む。

幼稚園・保育園の利用割合推移は以下の通りです。令和 2 年度と令和 6 年度を比較すると、幼稚園利用者の割合が 5.7 ポイント減少、保育施設利用者の割合が 5.4 ポイント増加しています。保育施設利用者の割合は、0 歳児は減少傾向にありますが、ほかの年齢では増加傾向にあります。

待機児童は、令和2年度以降、継続して0人を達成しています。





(3)区立小中学校の児童・生徒数の推移

区における6歳から11歳人口は増加傾向にあり、小学校児童数も増加しています。12～14歳人口も増加傾向ですが、区立中学校の生徒数は、令和2年度から6年度にかけて概ね横ばいで推移しています。

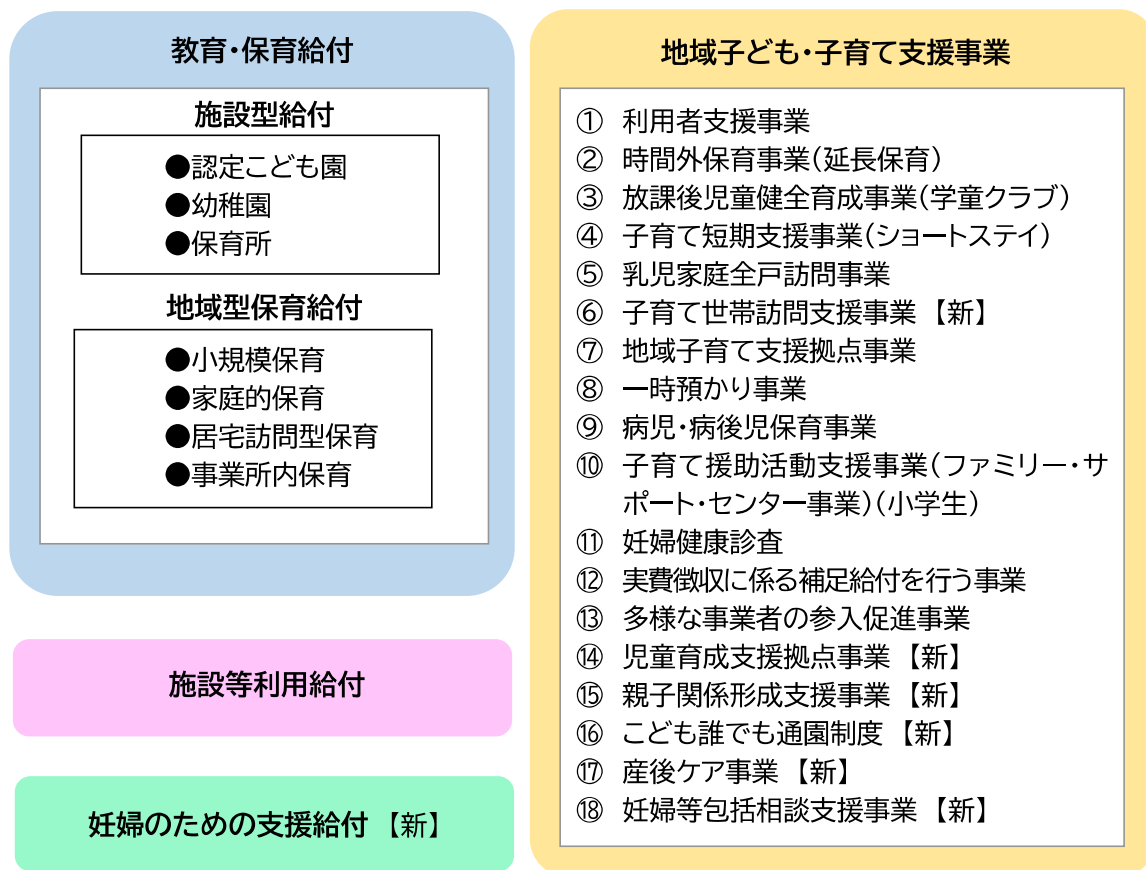


*人口は各年4月1日住民基本台帳による、児童・生徒数は各年5月1日

3. 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

計画事業は、大きく以下の4つに分かれます。



◇教育・保育給付

【施設型給付】

都道府県が認可する教育・保育施設(認定こども園、新制度移行幼稚園、保育所)が対象となり、以下の給付が基本になります。

- ・満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ・満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

【地域型保育給付】

区が認可する地域型保育事業への給付、主に満3歳未満の乳児・幼児が対象です。

- ・小規模保育:小規模な環境(定員6人～19人)で保育を実施する事業
- ・家庭的保育:家庭的な雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)で保育を実施する事業

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

- ・居宅訪問型保育：保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を実施する事業
- ・事業所内保育：事業所内の施設などで、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を実施する事業

【保育の必要性の認定区分】

教育・保育給付については、保護者の申請を受けた市区町村が子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

区分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所、（幼稚園*）
3号認定	0～2歳		認定こども園、保育所、地域型保育事業

* 預かり保育等と合わせて利用

◇施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い創設された給付制度です。下記の対象施設等を利用した場合に、かかった利用料について一定の給付があります。幼稚園等の預かり保育料並びに認可外保育施設等の利用料の給付を受けるためには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定第2号・第3号）が必要です。

<給付の対象>

幼稚園（新制度未移行園）の保育料、幼稚園等（新制度移行園及び未移行園）の預かり保育料、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）の利用料

※対象施設は、区市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設等です。

◇妊婦のための支援給付

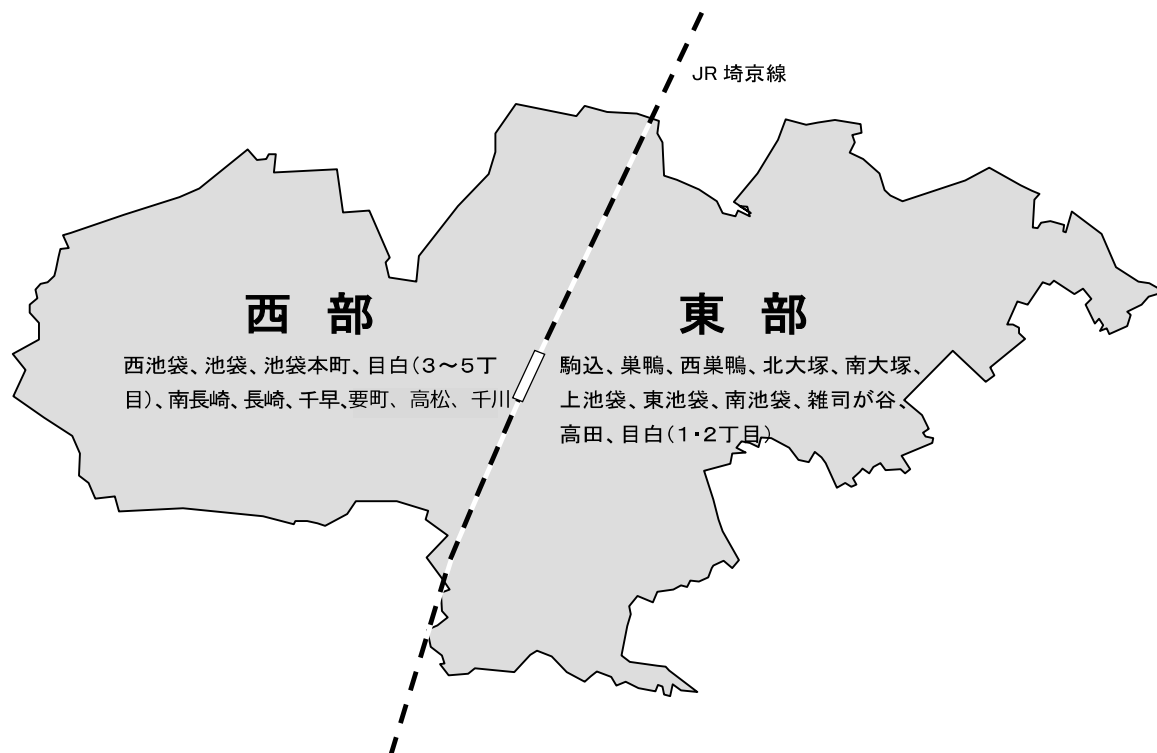
妊娠届出をした妊婦に5万円を支給し、出産後に子ども1人につき5万円を支給します。⑱妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせることで、総合的な支援を行います。

◇地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、ご家庭で子育てしている保護者も利用できます。

4. 教育・保育の提供区域の設定

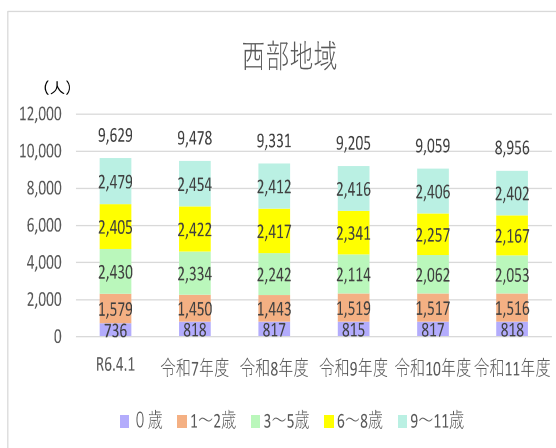
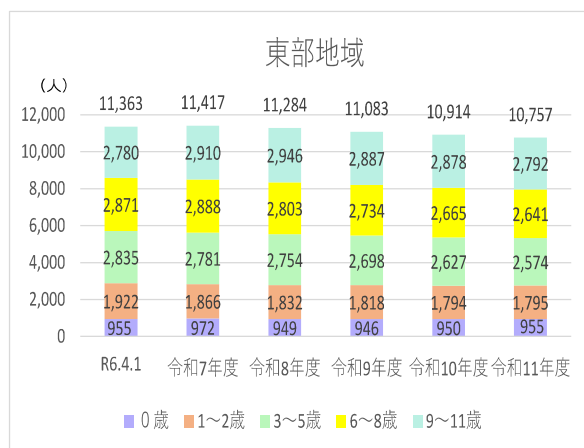
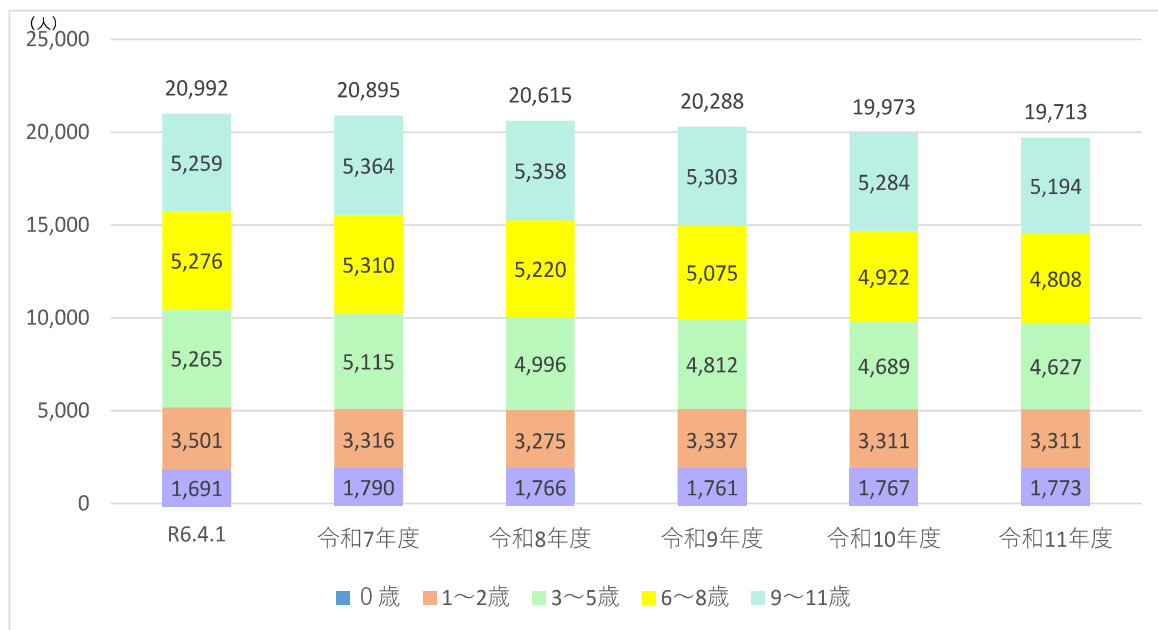
- 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとしています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、その他の条件を総合的に勘案することとされています。
- 豊島区においては、児童人口の推計や区内の施設整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び病児・病後児保育事業、こども誰でも通園制度についてはJR 埼京線により東西に二分される区域を、その他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定することとします。
- この提供区域により、各施設や事業等の利用を制限するものではありません。



5. 児童人口の推移見込み

【児童人口の推移見込み計算方法】

令和6年4月1日の住民基本台帳(外国人を除く)を基準として、コーホート要因法により推計しました。外国人については、日本人の推計がされたのち、外国人比率(東部・西部・男女別年齢別)により推計しました。



6. 量の見込みと提供体制の確保方策

(1)教育・保育

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分(1～3号)ごとに定めます。

【量の見込みの算出方法】

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、0歳児の見込みについては、利用実績等を踏まえ補正を行いました。

【計画期間の確保方策】

幼稚園、認定こども園については、地域ごとの偏在や需給の不均衡が発生した場合など状況に応じて解決策を検討します。

保育所については、0～5歳人口や保育需要等の動向を毎年度確認し、状況に応じた対策を実施します。また、大規模マンションの竣工やまちづくりの進展による局地的な保育需要の増加へ対応します。

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

1. 満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用(1号認定) (2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む)

単位：人

		令和6年度実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望
区 全 域	①需要量の見込み	1,574	308	1,325	292	1,294	285	1,247	274	1,214	268	1,199	264
	②確保方策												
	特定教育・保育施設	315		315		315		315		315		315	
	確認を受けない幼稚園	1,293		1,293		1,293		1,293		1,293		1,293	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	329		329		329		329		329		329	
	計	1,937		1,937		1,937		1,937		1,937		1,937	
過不足②－①		55		320		358		416		455		474	

提供区域別の状況

		令和6年度実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望
東 部 地 域	①需要量の見込み	819	161	720	159	713	157	699	154	680	150	667	147
	②確保方策												
	特定教育・保育施設	60		60		60		60		60		60	
	確認を受けない幼稚園	649		649		649		649		649		649	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	187		187		187		187		187		187	
	計	896		896		896		896		896		896	
過不足②－①		-84		17		26		43		66		82	

		令和6年度実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望
西 部 地 域	①需要量の見込み	755	147	605	133	581	128	548	120	534	118	532	117
	②確保方策												
	特定教育・保育施設	255		255		255		255		255		255	
	確認を受けない幼稚園	644		644		644		644		644		644	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	142		142		142		142		142		142	
	計	1,041		1,041		1,041		1,041		1,041		1,041	
過不足②－①		139		303		332		373		389		392	

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

2. 満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用(2号認定)

単位：人

単位：人

		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区 全 域	①需要量の見込み	3,433	3,706	3,619	3,488	3,397	3,352	
	②確保 方策	特定教育・保育施設	3,717	3,735	3,735	3,807	3,807	3,807
		企業主導型保育施設	26	26	26	26	26	26
		認可外保育施設	44	39	39	39	39	39
		計	3,787	3,800	3,800	3,872	3,872	3,872
	過不足②－①	354	94	181	384	475	520	
③整備計画			認可保育所 定員変更 東部1施設 (18人)		認可保育所 新設 東部2施設(72 人)			

提供区域別の状況

		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
東 部 地 域	①需要量の見込み	1,787	2,014	1,995	1,955	1,904	1,865	
	② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	2,014	2,032	2,032	2,104	2,104	2104
		企業主導型保育施設	11	11	11	11	11	11
		認可外保育施設	4	4	4	4	4	4
		計	2,029	2,047	2,047	2,119	2,119	2,119
	過不足②－①	242	33	52	164	215	254	

		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
西部 地域	①需要量の見込み		1,646	1,692	1,624	1,533	1,493	1,487
	② 確保 方 策	特定教育・保育施設	1,703	1,703	1,703	1,703	1,703	1703
		企業主導型保育施設	15	15	15	15	15	15
		認可外保育施設	40	35	35	35	35	35
		計	1,758	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753
	過不足② ― ①		112	61	129	220	260	266

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

3. 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育を利用(3号認定)

単位：人

		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
区全域	①需要量の見込み	2,432	387	2,361	462	2,351	456	2,388	454	2,371	456	2,371	457
	②特定教育・保育施設	2,372	631	2,362	631	2,338	625	2,386	625	2,386	625	2,386	625
	③地域型保育事業	173	41	173	41	173	41	173	41	173	41	173	41
	企業主導型保育施設	119	40	119	40	119	40	119	40	119	40	119	40
	認可外保育施設	96	43	76	26	76	26	76	26	76	26	76	26
	計	2,760	755	2,730	738	2,706	732	2,754	732	2,754	732	2,754	732
	過不足②－①	328	368	369	276	355	276	366	278	383	276	383	275
③整備計画				認可保育所 定員変更 東部1施設 (10人)				認可保育所 新設 東部2施設(48人)					

提供区域別の状況

		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
東部地域	①需要量の見込み	1,326	228	1,331	251	1,311	245	1,300	244	1,285	245	1,285	246
	②特定教育・保育施設	1,268	331	1,278	331	1,254	325	1,302	325	1,302	325	1,302	325
	③地域型保育事業	91	22	91	22	91	22	91	22	91	22	91	22
	企業主導型保育施設	59	19	59	19	59	19	59	19	59	19	59	19
	認可外保育施設	50	17	48	17	48	17	48	17	48	17	48	17
	計	1,468	389	1,476	389	1,452	383	1,500	383	1,500	383	1,500	383
	過不足②－①	142	161	145	138	141	138	200	139	215	138	215	137

		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
西部地域	①需要量の見込み	1,106	159	1,030	211	1,040	211	1,088	210	1,086	211	1,086	211
	②特定教育・保育施設	1,104	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300
	③地域型保育事業	82	19	82	19	82	19	82	19	82	19	82	19
	企業主導型保育施設	60	21	60	21	60	21	60	21	60	21	60	21
	認可外保育施設	46	26	28	9	28	9	28	9	28	9	28	9
	計	1,292	366	1,254	349	1,254	349	1,254	349	1,254	349	1,254	349
	過不足②－①	186	207	224	138	214	138	166	139	168	138	168	138

(2)地域子ども・子育て支援事業

【量の見込みの算出方法】

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、時間外保育事業、放課後対策事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業については、利用率等を踏まえ補正を行いました。

利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査、病児病後児保育事業については、ニーズ調査によらず国の指針を踏まえて算出しました。

①利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

「こども家庭センター型」：子ども家庭支援センター、健康推進課、長崎健康相談所、子育てインフォメーションで、必要に応じてサポートプランを作成、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を実施。

【量の見込みと確保方策】

「こども家庭センター型」の施設それぞれが特徴を生かした相談支援を実施するとともに、相互に連携し、関係機関との連絡調整を図っています。令和6年度より「こども家庭センター型」5か所体制で、個々のニーズに応じた情報提供及び相談支援を実施しています。

単位：か所

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	4	5	5	5	5	5
	②確保方策	4	5	5	5	5	5
	基本型	1	0	0	0	0	0
	特定型	1	0	0	0	0	0
	母子保健型	2	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	5	5	5	5	5

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

②時間外保育事業(延長保育)

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間について、保育所等において引き続き保育を実施します。

認可保育園全園、地域型保育事業 18 園中 14 園で実施しています。月極利用の他に 1 日単位(スポット)での利用も可能です。

【量の見込みと確保方策】

就労環境の多様化などにより需要量は横ばいでありながら依然として一定のニーズがあります。すべての認可保育所において延長保育を実施しており、必要とされる方がご利用の地域・施設で利用できるよう、引き続き、十分な受入れ枠を確保してまいります。

		単位：人					
		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	416	407	407	407	407	407
	②確保方策	1,772	1,752	1,742	1,782	1,782	1,782
	過不足②－①	1,356	1,345	1,335	1,375	1,375	1,375

提供区域別の状況

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	①需要量の見込み	207	202	202	202	202	202
	②確保方策	909	903	893	933	933	933
	過不足②－①	702	701	691	731	731	731
		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 部 地 域	①需要量の見込み	209	205	205	205	205	205
	②確保方策	863	849	849	849	849	849
	過不足②－①	654	644	644	644	644	644

③-1 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に小学校施設の一部等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

小学校施設等を活用して、全児童を対象とする育成事業「子どもスキップ」と一体的に、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を22か所(全小学校)で実施しています。

【量の見込みと確保方策】

小学校施設等を活用して、全児童を対象とする育成事業「子どもスキップ」と一体的に、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を22か所(全小学校)で実施しています。

単位：人

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	① 見込み 需要量の	1年生	916	985	959	934	974	912
		2年生	934	852	939	903	880	916
		3年生	777	735	732	799	768	748
		4年生	225	153	150	147	162	155
		5年生	60	39	40	38	38	41
		6年生	9	14	14	14	14	14
		計	2,921	2,778	2,834	2,835	2,836	2,786
	②確保方策		2,921	3,409	3,409	3,409	3,409	3,409
	過不足②－①		0	631	575	574	573	623

提供区域別の状況

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	① 見込み 需要量の	1年生	549	558	547	535	566	515
		2年生	494	459	517	497	486	514
		3年生	419	415	395	437	419	410
		4年生	132	90	93	87	97	93
		5年生	32	20	21	21	20	22
		6年生	6	7	7	7	8	7
		計	1,632	1,549	1,580	1,584	1,596	1,561
	②確保方策		1,632	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
	過不足②－①		0	327	296	292	280	315

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 部 地 域	① 見込み 需要量の	1年生	367	427	412	399	408	397
		2年生	440	393	422	406	394	402
		3年生	358	320	337	362	349	338
		4年生	93	63	57	60	65	62
		5年生	28	19	19	17	18	19
		6年生	3	7	7	7	6	7
		計	1,289	1,229	1,254	1,251	1,240	1,225
	②確保方策		1,289	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533
	過不足②－①		0	304	279	282	293	308

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

③-2 子どもスキップ事業、放課後子ども教室

【事業概要】

すべての児童の放課後の居場所を確保するために、小学校の教室や校庭、体育館等を活用した小学生のための放課後対策として、子どもスキップ事業を実施しています。子どもスキップは、学童クラブ事業と一般利用事業を一体的に実施しており、放課後の子どもたちの安全安心な遊び場を提供しています。

また、子どもスキップが設置されている小学校に放課後子ども教室を設け、地域のコーディネーターと区の社会教育指導員が連携し、地域住民の参加と協力を得ながら、子ども達に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

【量の見込みと確保方策】

子どもスキップの一般利用は、子どもスキップや放課後子ども教室と連携し、児童の発達や成長に応じた利用ができるよう、安全かつ楽しい居場所づくりを推進していきます。計画期間における需要見込みについては、過去の利用実績の推移や児童数の推移を踏まえて算出しました。

放課後子ども教室は、子どもスキップ利用届出をしている児童は、どなたでも参加できます。児童の放課後時間の充実に向け、必要に応じて教室の内容を見直すとともに、実施回数を増やしていきます。

子どもスキップ事業

		単位：人日					
		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み (人)	131,244	161,930	164,562	164,302	164,925	164,492
	②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

放課後子ども教室事業

		単位：人日					
		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み (人日)	16,323	21,580	23,660	25,740	27,820	30,000
	②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

④子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行います。

区では、児童養護施設や区内協力家庭において養育をしています。平成30年度から、要支援家庭対象のショートステイ事業を開始し、対象年齢も生後43日以上高校生までに拡大しました。

【量の見込みと確保方策】

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

確保方策は、1日当たりの利用定員計10名×365日で3,650人日としています。引き続き、必要な方が安心して利用できるように、事業の周知と利便性の向上を図ってまいります。

単位：人日(年間延べ利用者数)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	587	647	680	714	749	787
	②確保方策	4,015	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
	過不足②－①	3,428	3,003	2,970	2,936	2,901	2,863

⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供等の育児支援および母子の健康の保持促進、家庭の孤立防止と健全な育児環境の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

乳幼児全戸訪問の実績をもとに、需用量を見込んでいます。訪問指導員の人員と質を維持し、要支援家庭の早期発見を図るとともに、必要な支援に繋がっていきます。

単位：人

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み		1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	②確保 方策	委託助産師	18	18	18	18	18	18
		地区担当保健師	17	17	17	17	17	17

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

⑥子育て世帯訪問支援事業について

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯へ支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、児童虐待を未然に防止することを目的とします。

- ・子育て訪問相談事業：就学前のお子さんを持つ家庭に子育て相談員が訪問し、相談に応じます。
- ・育児支援ヘルパー事業：保護者の体調不良などで手助けが必要なご家庭に、産後概ね2年間ヘルパーを派遣します。

・要保護児童対策地域協議会：

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、豊島区要保護児童対策地域協議会を設置しています。子ども家庭支援センターに児童虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

(1)子育て世帯訪問支援事業

・子育て相談訪問相談事業

子育て相談訪問支援事業の利用者は増加傾向にあり、令和元年度から5年度の訪問件数を比較すると約1.5倍増加しています。今後の実績によって体制強化の必要があるか注視していきます。

単位：人

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	4,091	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
	②確保方策	実施体制：10人（東部6人、西部4人） 実施機関：子ども家庭支援センター					

・育児支援ヘルパー事業

民間事業者へ委託し、事業を実施しています。ここ数年は一般枠と要支援家庭枠とがそれぞれ増減を繰り返している状況です。児童相談所からの地域での見守りの要素も踏まえ、今後の増加によって、体制強化を図っていきます。

単位：人

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	3,536	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	②確保方策	実施機関：子ども家庭支援センター 委託団体等：民間事業者7社					

(2)子どもを守る地域ネットワーク事業

児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、相談・通告件数が増加傾向にあります。引き続き、子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の中核機関として、要保護児童等に対する支援のためのネットワークの運営にあたり、適切な支援に繋げていきます。

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	実施体制	代表者会議…年2回 実務者会議…年2回 三機関連携会議…年12回 ネットワーク会議…年12回 個別ケース会議…随時 職員向け虐待防止勉強会(スキップ、保育園、区民ひろば・ファミリーサポート援助会員向け出張講座・民児協など)…43か所 児童相談所OBによる研修…年15回 (令和5年度実績)					

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

⑦地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

子育て支援センター、区民ひろば(子育てひろば)、認可保育所等で、親子で遊べる場、育児仲間を作る場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座なども実施しています。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査の結果を踏まえ、需用量の見込みを算出しています。乳幼児親子が利用しやすい身近な場所で展開することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安を解消し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

単位：人日(年間延べ利用者数)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	184,978	188,265	190,159	192,074	194,010	195,967
	②確保方策	42か所	42か所	42か所	42か所	42か所	42か所
	内訳						
	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	区民ひろば(子育てひろば)	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
	区立保育園	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
	私立保育所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	児童館	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

提供区域別の状況

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	①需要量の見込み	95,075	96,792	97,753	98,723	99,703	100,692
	②確保方策	20か所	20か所	20か所	20か所	20か所	20か所
	内訳						
	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	区民ひろば(子育てひろば)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
	区立保育園	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	私立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	児童館	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 部 地 域	①需要量の見込み	89,903	91,473	92,407	93,351	94,307	95,275
	②確保方策	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
	内訳						
	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	区民ひろば(子育てひろば)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	区立保育園	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
	私立保育所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	児童館	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑧一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所において一時的な預かりを行います。

A 幼稚園型

区内の幼稚園において、在籍児を対象に通常の教育時間後に幼稚園内で一時的に預かり保育を実施します。また、一部の幼稚園では、夏休みなどの長期休業中の預かり保育も実施しています。

【量の見込みと確保方策】

区立・私立ともに利用希望者をすべて受け入れており、需要量に応じた受け入れ枠を確保しています。今後も必要とされる方が安心して事業を利用できるよう、十分な受け入れ枠を確保してまいります。

単位：人日（年間延べ利用者数）

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	① 見 込 み 量	1号認定	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228
		2号認定	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420
	② 確 保 方 策	区立幼稚園	16,290	17,430	17,205	17,610	17,340	17,550
		私立幼稚園	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700
		計	117,990	119,130	118,905	119,310	119,040	119,250
	過不足②－①		115,570	74,482	74,257	74,662	74,392	74,602

提供区域別の状況

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	① 見 込 み 量	1号認定	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124
		2号認定	242	242	242	242	242	242
	② 確 保 方 策	区立幼稚園	5,480	5,810	5,735	5,870	5,780	5,850
		私立幼稚園	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000
		計	66,480	66,810	66,735	66,870	66,780	66,850
	過不足②－①		47,114	47,444	47,369	47,504	47,414	47,484

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 部 地 域	① 見 込 み 量	1号認定	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104
		2号認定	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178
	② 確 保 方 策	区立幼稚園	10,810	11,620	11,470	11,740	11,560	11,700
		私立幼稚園	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700
		計	51,510	52,320	52,170	52,440	52,260	52,400
	過不足②－①		26,228	27,038	26,888	27,158	26,978	27,118

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

B 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

家庭で育児をしているかたが、通院、PTA、仕事、リフレッシュなどで子どもを預けたい時に、保育所や子ども家庭支援センターで一時保育を実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業も実施しています。

【量の見込みと確保方策】

近年の就労環境の多様化など、ライフスタイルの変化により需要量は増加しています。確保方策は、各施設の延べ定員数、ファミリーサポートセンター事業は、援助会員数の実績を元に算出しています。家庭で育児をされている方が安心して子育てができるよう、引き続き、環境整備を図ってまいります。

			単位：人日(年間延べ利用者数)					
			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	① 見 込 み 量 の	保育園	4,013	5,017	5,519	6,021	6,523	7,025
		子ども家庭支援センター	5,748	5,804	5,861	5,919	5,977	6,036
		ファミリー・サポート・センター	4,831	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
		計	14,592	15,621	16,180	16,740	17,300	17,861
	② 確 保 方 策	保育園	11,907	12,636	12,636	12,636	12,636	12,636
		子ども家庭支援センター	4,541	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804
		ファミリー・サポート・センター	9,820	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
		計	26,268	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340
	過不足②－①		11,676	8,719	8,160	7,600	7,040	6,479

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

提供区域別の状況

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	① 見 込 要 量 の	保育園	2,182	2,702	2,962	3,222	3,482	3,742
		子ども家庭支援センター	3,287	3,319	3,352	3,385	3,418	3,452
		ファミリー・サポート・センター	3,103	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		計	8,572	9,021	9,314	9,607	9,900	10,194
	② 確 保 方 策	保育園	7,533	8,262	8,262	8,262	8,262	8,262
		子ども家庭支援センター	2,597	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645
		ファミリー・サポート・センター	5,922	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		計	16,052	14,907	14,907	14,907	14,907	14,907
過不足②－①		7,480	5,886	5,593	5,300	5,007	4,713	

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西部地域	① 見込み 需要量 の	保育園	1,831	2,315	2,557	2,799	3,041	3,283
		子ども家庭支援センター	2,461	2,485	2,509	2,534	2,559	2,584
		ファミリー・サポート・センター	1,728	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		計	6,020	6,600	6,866	7,133	7,400	7,667
	② 確保 方 策	保育園	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374
		子ども家庭支援センター	1,944	3,159	3,159	3,159	3,159	3,159
		ファミリー・サポート・センター	3,898	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
		計	10,216	9,433	9,433	9,433	9,433	9,433
	過不足②－①		4,196	2,833	2,567	2,300	2,033	1,766

*このほか、平成30年度より、要支援家庭を対象とした夜間までの一時預かり事業「トワイライトステイ事業」を実施しています。

トワイライトステイ事業		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	192	200	200	200	200	200
	②確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

⑨病児・病後児保育事業

【事業概要】

保育を必要とする病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース、その他の場所において、看護師等が一時的に保育を行います。

区では、保育所併設型3か所、診療所併設型2か所に加え、訪問型病児保育として、ご自宅での病児保育サービスを利用された方へ利用料助成を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

平成28年度より開始した訪問型利用助成が浸透したこともあり、利用される方が増加傾向にあります。施設型の確保方策は実施施設の定員数から、訪問型の確保方策は、これまでの実績を元に算出しています。今後も事業の周知を図り、子育てと就労の両立を支援していきます。

			単位：人日（年間延べ利用者数）					
			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み		1,060	1,604	1,876	2,148	2,420	2,692
	② 確 保 方 策	施設型	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812
		訪問型	379	379	379	379	379	379
		計	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191
	過不足②－①		2,131	1,587	1,315	1,043	771	499

提供区域別の状況

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	①需要量の見込み		509	771	902	1,033	1,164	1,295
	② 確 保 方 策	施設型	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
		訪問型	190	190	190	190	190	190
		計	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544
	過不足②－①		1,035	773	642	511	380	249

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 部 地 域	①需要量の見込み		551	833	974	1,115	1,256	1,397
	② 確 保 方 策	施設型	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458
		訪問型	189	189	189	189	189	189
		計	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
	過不足②－①		1,096	814	673	532	391	250

⑩子育て援助活動支援事業(小学生のファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

小学生の児童を有する保護者で、児童の預かり等の援助が必要な方(利用会員)と、援助を行うことができる方(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果から見込み量が算出できなかったため、実績から見込み量を算出しました。引き続き、利用者のニーズに沿った相互援助活動を支援していきます。

単位: 人日(年間延べ利用者数)

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	の① 見 需 込 要 み 量	低学年	995	950	950	950	950	950
		高学年	46	50	50	50	50	50
		計	1,041	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	②確保方策		2,119	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
	過不足②－①		1,078	20	20	20	20	20

⑪妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時必要な医学的検査を実施する事業です。

妊婦に必要な健康診査を都内の医療機関・助産所に委託し、妊娠届提出の際に、妊婦健康診査(14回分)と妊婦超音波検査(4回分)の受診票を交付しています。また、里帰り等により受診票が利用できない医療機関で受診された場合は、妊婦健康診査費用を助成しています。

【量の見込みと確保方策】

翌年度の0歳児推計人口より妊婦健診対象者数を算出し、見込み量としました。引き続き妊婦が定期的に必要な健診を受けることができるよう、医療機関等へ委託実施していきます。

単位: 上段/人、下段/件

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需用量の見込み		2,211人	2,208人	2,202人	2,209人	2,217人	2,215人
		24,590件	25,392件	25,323件	25,404件	25,496件	25,473件
②確保方策		都内医療機関等への実施委託を特別区・市町村と東京都医師会・助産師会との集合契約により確保します。					

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

給付対象者への必要な支援を行いすべての子どもの健やかな成長を支援していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1)新規参入施設等への巡回支援

【事業概要】

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業へ新規参入する事業者に対し、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

平成29年度より元公立保育園の園長による巡回支援を開始しており、新規参入施設だけではなく、既存園を含むすべての保育所の定期巡回指導を実施しています。今後も、安心・安全な保育を提供できるよう、継続的に相談・助言・指導を実施していきます。

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	・巡回指導員 (元公立保育園長5名)	・巡回指導員(公立保育園経験者6名)				

(2)認定こども園特別支援教育・保育経費

【事業概要】

私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助します。

【量の見込みと確保方策】

給付対象者を適切に把握し、必要に応じて補助を行っていきます。

⑭児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

検討中

⑮親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

需要量の見込みは、令和5年度実績を元に算出し、確保方策は、参加者 10 名の講座を計54プログラム実施するため 540 人としました。

		単位:人				
区 全 域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	①需要量の見込み	480	480	480	480	480
	②確保方策	540	540	540	540	540

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

⑩こども誰でも通園制度

【事業概要】

保護者の就労要件を問わず、生後満6か月以上から3歳未満の未就園児が保育所などの施設を時間単位で利用できる制度です。

年齢の近いこどもや保育士と関わることで成長発達に豊かな経験をもたらすとともに、保護者には面談等により子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

【量の見込みと確保方策】

人口動態の変化や保育ニーズが多様化する状況を踏まえ、すべての利用希望者の受け入れ枠を確保していきます。整備にあたっては、令和8年度の本格実施に向け、既存施設を有効活用し、安心して利用できる環境整備を図ってまいります。

		単位：人日（年間延べ利用者数）														
		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
区 全 域	①需要量の見込み	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
	②確保方策	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
	過不足②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
東 部 地 域	①需要量の見込み	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
	②確保方策	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
	過不足②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
西 部 地 域	①需要量の見込み	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
	②確保方策	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
	過不足②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑰産後ケア事業

【事業概要】

生後1歳までの産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケアと育児の支援のほか母子の健康増進に必要な支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

令和5年度までの実績の伸び率をふまえて需用量を見込んでいます。出生数や需要に応じて委託施設を適切に確保し、母子とその家族が安心して健やかな子育てができるように支援します。

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区 全 域	①需要量の見込み (利用日数)	806	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	②確保方策							
	委託施設 (宿泊型)	9	9	9	9	9	9	単位: か所
	委託施設 (通所型)	-	5	5	5	5	5	単位: か所
	訪問型 (委託助産師)	-	10	11	12	13	14	単位: 人

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

⑱妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠届出をした妊婦に5万円、出産後に子ども1人につき5万円を支給する「妊婦のための支援給付」併せて、妊娠届出時の面接相談(ゆりかご面接)、妊娠後期のアンケートをもとにした電話や面接相談、出産後のこんにちは赤ちゃん事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的に相談支援を実施します。

【量の見込みと確保方策】

ゆりかご面接、妊娠後期アンケート、こんにちは赤ちゃん事業の活用をして情報提供や相談対応を行なうとともに必要な支援につないでいきます。

ゆりかご面接および妊娠後期アンケート

単位：人

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み		2,132	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
	②確保 方策	助産師	8	8	8	8	8	8
		地区担当 保健師	17	17	17	17	17	17

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

単位：人

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み		1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	②確保 方策	委託助産師	18	18	18	18	18	18
		地区担当 保健師	17	17	17	17	17	17

7. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

○区では、安心して子育てができる魅力あるまちづくりを推進するため、幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、各家庭のニーズに応じた支援を行うことにより、子育て世帯の不安感や負担感を軽減し、子どもが健やかに成長できるよう支援していきます。

○全ての就学前の子どもが質の高い幼児教育を受けることができるよう、保幼共通プログラムを策定し、保育所、幼稚園、認定こども園における幼児教育の充実を図るとともに、小学校入学後のスタートプログラムと合わせた幼保小連携推進プログラムを作成し、小学校への円滑な接続を図ります。

○幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う認定こども園について、利用者のニーズを的確に捉えながら、既存園からの移行を含めて、設置を検討していきます。

○「豊島区保育の質ガイドライン」を踏まえ、区内で保育に関わる全ての保育者、事業者、保護者との共通理解を図り、豊島区全体の保育の質向上に向けた取組を行います。

○区が認可・確認している私立認可保育所及び地域型保育事業に対し、指導検査を実施しています。

○区では区立保育園勤務経験者による保育巡回に取り組んでいます。通常の保育訪問のほかに保護者等からの相談及び要望等が多い施設を巡回し、事実確認等を踏まえて助言を行っています。今後、幼児教育の豊富な知見や実践経験を持つ者が各幼稚園を巡回し、助言指導を行う「幼児教育アドバイザー」の導入を検討します。

○教育や保育に関わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るための研修・OJT の機会を確保していきます。また、地域の課題を共有し、子ども関連施設の連携強化を図るため、地域合同子ども研修を実施します。

○教育・保育に関する施策を総合的に実施するための体制整備を図ります

8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容

○幼児教育・保育無償化に伴う新たな給付である「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給が確保できるよう、実施方法の検証及び改善を進めます。

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

○申請に係る対応窓口の一元化や、既存の給付・補助制度との一体的な申請方法等を検討し、保護者や施設の負担軽減を図ります。

○認可外保育施設等の質の確保・向上に向け、立入調査を実施しています。

9. 特別な配慮が必要な児童への支援

○障害児など特別な支援が必要な子どもも、障害児施策等と連携を図りながら、教育・保育施設、地域型保育事業において受入れを行っています。今後も児童の状況に応じ、従事職員の加配や事業者への補助等、適切な受入体制の確保を図るとともに、巡回子育て発達相談事業等により、施設職員や保護者に対し、専門的な指導助言を行っていきます。

○医療的ケア児の保育・教育について、受入体制の整備を検討していきます。

○特別な配慮が必要な児童への支援については、児童発達支援センターが地域の中核的役割を担い、障害福祉課や民間支援団体と連携・協力して、対象児童の状況・状態を丁寧に把握し、適切に社会資源へつなぐとともにインクルージョンを推進していきます。

○令和9年度に児童発達支援センターは、千川中複合施設への移転を予定しています。医療的ケア児等への対応等について、必要な備品や従事職員の適切な配置など、受け入れ体制の整備をすすめていきます。

○妊娠期から子育て期への切れ目ない子育て支援を実現するため、千川中複合施設においては、児童発達支援センターと教育センターを同一フロアーに配置し、就学前から就学後への移行を円滑に行えるよう相談体制及び連携体制を構築していきます。

○外国にルーツを持つ子ども、保護者も安心してサービスを利用できるよう、各種広報やホームページの多言語化をはじめ、保育、就学、育児、教育など各種の利用案内や申請書などについて、外国語版を作成しています。また日本語初期指導や日本語指導教室など、それぞれの子どもの状況に合わせた支援を実施していきます。

○言葉や文化の違いを踏まえ、子ども同士がお互いの良さを認め合えるよう、多様性を受容し、一人ひとりが自分らしく伸び伸びと育つ環境づくりを進めます。

第5章 計画の推進に向けて



1 計画の進行管理

計画の実現へ向けて、PDCA の考え方に基づき、具体的に取り組む施策の策定・実施・評価にあたり、子ども・若者や子育て家庭等の意見を聴取し、受け止め、反映させていきます。また、それらを進めるにあたっては、子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組がされているか検証を行い、改善しながら効果的かつ効率的に施策を推進していきます。検証の結果は、区ホームページ等を通じて広く公表していきます。

(1) 計画全体の検証について

本計画全体については、庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、事業目標の達成状況や子ども・若者の意見等、定量的・定性的なデータをエビデンスとして、第3章の重点事業の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。区は点検・評価結果を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

(3) 「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)の検証について

「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)については、年度ごとに区が実施状況をまとめ、「子ども・子育て会議」が目標の達成状況などについて点検・評価を行います。点検・評価の内容を踏まえ、必要に応じて計画中間期に見直しを行います。

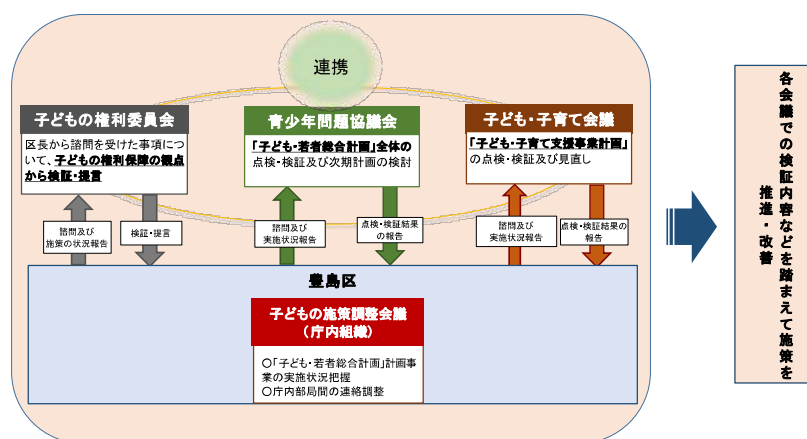


2 子ども権利の観点からの施策の検証・推進

本計画は、目標達成状況の点検・評価に加え、「子どもの権利委員会」が子どもの権利保障の観点から検証を行います。検証の結果をもとに施策の改善策などについて審議し、区へ提言を行います。区は提言の内容を踏まえて施策の推進や改善を図ります。

また、各部局においては、それぞれの取組が計画の目標実現のためであることを理解したうえで事業を推進するとともに、様々な取組を子どもの権利の普及啓発の機会と捉え、子どもの権利保障の推進を図ります。

◆計画の推進体制のイメージ図





3 子ども・若者等の意見等の反映

豊島区では、子どもの権利保障として、これまでも子どもの意見を反映させるための取組を進めてきました。

例えば、「子どもレター」や「子ども会議」等、子ども・若者等の意見を区政全体に反映させることを目的とした取組とともに、「児童施設運営事業」での利用者会議の開催といった、子ども・若者等にとって、より身近な日常生活の場で展開される個別の取組においても、広範な子ども・若者等の意見を聴き、反映させる取組を進めてきました。

これら豊島区が積み重ねてきた取組を大切にしながら、さらに、子ども・若者等の意見が施策へと反映させられるように取組を推進していきます。

具体的には、「子ども・若者等の意見を区政全体に反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」のそれぞれについて、取り組みを充実させていきます。各施策等において、子ども・若者等の意見を受け止め、ともに方針の決定や具体策の構築を進めていくため、取組においては、「企画する」、「意見を聴く」、「意見を反映する」、「フィードバックする」、「検証する」といった段階ごとに、コミュニケーションを丁寧に積み重ねていくとともに、参画の窓口を効果的かつ幅広く用意することで、多様な子ども・若者等が成長等に応じて参画の度合いや手法を選択できるよう柔軟に取り組みを進めていきます。

また、庁内連携を強化し、「区政全体に意見を反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」の間の連携・相乗効果により、区政全体での意見反映をさらに進めてまいります。

こうした取組により、豊島区のあらゆる取組に、子ども・若者等の意見を反映させていきます。



4 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

子ども・若者の権利が保障されながら成長していけるまちづくりを実現していくには、行政施策のみならず、地域全体の協働による共創が必要です。令和3年7月には、区民や企業など「オールとしま」によるSDGs推進の取組として「としま子ども若者応援プロジェクト」が始動しました。また、区の組織を横断して民間支援団体と連携し、定期的に意見交換を行うことで顔の見える関係性を構築する「居場所会議」や、10代から20代の女性支援を行う「すずらんスマイルプロジェクト」等、新たな取組も進んでいます。豊島区では、区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等による主体的な活動が活発に展開されています。引き続き、そうした活動への支援を継続するとともに、協働・連携の仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築に取り組めます。

第5章 計画の推進に向けて

また、多岐にわたる子ども・若者や家庭を取り巻く諸状況に的確に対応し、総合的かつ効果的な施策の推進を図っていくため、国、東京都、近隣の自治体、地域の大学、社会福祉協議会、事業者、子ども・若者に関する施設など関係機関との連携を強化していきます。



5 計画の広報

計画の対象である子ども・若者や子ども・若者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。広報を通じて、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域一体となって計画の推進を図ります。